

〔 消防計画 〕

総 則

目的及び適用範囲

1 目的

この計画は、消防法令に基づき、_____（以下「当ビル」という。）の防火管理についての必要事項を定め、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

* 消防法第8条の2により、統括防火管理を要するビルのテナント等の場合『当ビル』を『当店』とする。

2 適用範囲

この計画の適用範囲は、次のとおりとする。

- (1) 当ビルに勤務し、出入りするすべての者
- (2) 防火管理業務の一部を受託している者（*消防法施行規則第3条第2項に該当する事業所又はテナントについて必要）

* 消防法第8条の2により、統括防火管理を要するビルのテナント等の場合『(3) 当店が管理する権原の範囲は（ ）とする。』を加える。

管理権原者及び防火管理者の業務と権限

1 管理権原者の責任等

- (1) 管理権原者（ ）は当ビルの防火管理業務について、すべての責任を持つ。

* 消防法第8条の2により、統括防火管理を要するビルのテナント等の場合『当ビル』を『当店の管理権原の及ぶ範囲』とする。

- (2) 管理権原者は、管理的又は監督的な地位にあり、かつ、防火管理業務を適正に執行できる者を防火管理者として選任し、防火管理業務を行わせる。
- (3) 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成（変更）する場合は、必要な指示を与えなければならない。
- (4) 管理権原者は、防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。

2 防火管理者

防火管理者（ ）は、この計画の作成及び実行について、すべての権限を持って次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成及び変更
- (2) 消防用設備等、建物、防火施設、避難施設、電気設備、危険物施設、火気使用設備・器具等の検査・点検の実施及び監督と不備欠陥の改修促進
- (3) 消火、通報、避難訓練等の実施
- (4) 消防法第17条の3の3の規定に基づく消防用設備等の点検（以下「消防用設備等の法定点検」という。）・整備及び立会い

* 消防法第8条の2の2により、防火対象物点検資格者による防火対象物点検報告を要する事業所又はテナント等の場合

『(5) 消防法第8条の2の2の規定に基づく防火対象物の点検（以下「防火対象物の法定点検」という。）・整備及び立会い』を加え、(5)以下を各々繰り下げる。

- (5) 改装工事等における工事中の立会い及び安全対策の樹立

- (6) 火気の使用、取扱いの指導及び監督
- (7) 収容人員の適正管理
- (8) 従業員に対する防災教育の実施
- (9) 火元責任者等に対する指導及び監督
- (10) 管理権原者に対する提案及び報告
- (11) 放火防止対策の推進
- (12) 臨時に開催される催し物等の管理及び監督
- (13) その他火災予防上必要な事項

消防機関への連絡等

1 消防機関への連絡等

管理権原者又は防火管理者は、次の業務について、消防署長へ報告、届出又は連絡を行う。

- (1) 防火管理者選任（解任）届出
防火管理者を定め、又は解任したときは、消防法施行規則別記様式第1号の2の2により、管理権原者が届け出る。
- (2) 消防計画作成（変更）届出
消防計画を作成し、又は次に掲げる事項を変更したときは、消防法施行規則別記様式第1号の2により、防火管理者が届け出る。

ア 管理権原者又は防火管理者の変更

* 消防法第8条の2により、統括防火管理を要するビルのテナント等の場合
『アの2 管理について権原を有する範囲の変更』を加える。

- イ 自衛消防隊の編成その他自衛消防隊に関する事項の大幅な変更
 - ウ 用途変更、増築、改築及び模様替え等に伴う消防用設備等の点検整備に関する事項の変更並びに避難施設及び防火上の構造の維持管理に関する事項の変更
 - エ 消火活動、通報連絡及び避難誘導に関する事項の変更
 - オ 防火管理業務の一部を委託した場合、受託法人を変更した場合、委託内容を大幅に変更した場合又は委託を解約した場合
 - カ その他消防計画で予想しなかった事情が出現した場合
- (3) 自衛消防訓練実施の連絡及び報告
消防計画に基づき、自衛消防訓練を実施するときは事前に、実施したときは速やかに、防火管理者が、消防署長に連絡又は報告をする。
 - (4) 消防用設備等の法定点検報告
消防法第17条の3の3の規定に基づき、消防用設備等点検結果報告書を___年に1回消防署長に報告する。

* 防火対象物の法定点検報告を要する事業所又はテナント等の場合

『(5) 防火対象物の法定点検報告
消防法第8条の2の2の規定に基づき、防火対象物点検結果報告書を1年に1回消防署長に報告する。』を加え、(5)以下を繰り下げる。

* 大阪市火災予防条例第24条第1項の規定に該当する場所を有する事業所又はテナント等の場合

『(5) 禁止行為の許可申請
喫煙、裸火の使用又は危険物品の持込を禁止されている場所で、これらの行為を行おうとするときは、消防署長に許可申請する。』を加え、(5)又は(6)とし、(5)以下を繰り下げる。

- (5) その他火災予防上必要な事項

2 防火管理維持台帳

防火管理者は、適正な防火管理業務を遂行するため、「防火管理維持台帳」（別表1）を作成するとともに、消防署に申請、報告又は届出をした書類又はその写しのほか、次に掲げる書類を整備し一括して保管する。

- (1) 消防法施行規則第31条の3第1項の消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書に係る書類の写し

- (2) 消防法施行規則第31条の3第4項の消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証
- (3) 消防計画に基づき実施される次のアからクまでに掲げる状況を記載した書類
 - ア 防火対象物についての火災予防上の自主検査の状況
 - イ 消防用設備等の点検及び整備の状況
 - ウ 避難施設の維持管理の状況
 - エ 防火上の構造の維持管理の状況
 - オ 定員の遵守その他収容人員の適正化の状況
 - カ 防火上必要な教育の状況
 - キ 増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の防火対象物における防火管理者又はその補助者の立会いその他火気の使用又は取扱いに関する監督の状況
 - ク 地震に係る防災訓練並びに教育及び広報の状況
- (4) 消防用設備等の工事、整備等の経過一覧表
- (5) その他防火管理上必要な書類

- * 消防法第8条の2により、統括防火管理を要するビルのテナント等の場合
『消防法施行規則第4条第1項の防火対象物の全体についての消防計画（変更）届出に係る書類の写し』を加える。
- * 消防法第8条の2の3により、防火対象物点検の特例認定を受ける事業所又はテナント等の場合
『消防法施行規則第4条の2の8第2項の防火対象物点検の特例認定申請書の写し
消防法施行規則第4条の2の8第5項の防火対象物点検の特例認定通知
消防法施行規則第4条の2の8第6項の防火対象物点検の特例不認定通知』を加える。

予防管理対策

日常及び定期に行う火災予防

- 1 予防管理組織
予防管理組織は、火災予防組織と自主点検・検査組織とする。
- 2 火災予防組織
火災予防組織は、平素における火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに、所定の区域ごとの火元責任者を「火災予防組織編成表」（別表2）のとおり定める。
- 3 火元責任者の業務
火元責任者の業務は、次のとおりとする。
 - (1) 担当区域内の火気管理
 - (2) 「自主検査表（日常）」（別表3）に定める検査の実施
 - (3) 担当区域の規模によっては、火元責任者の中から防火担当責任者を定め、火元責任者に対する指導、監督を行わせるとともに、防火管理者を補佐させる。
- 4 自主点検・検査組織
自主点検・検査組織は、消防用設備等、建物、火気使用設備・器具等及び電気設備・器具等について適正な機能を維持するため、「自主点検・検査組織編成表」（別表4）のとおり自主点検・検査員を定め、次の業務を行う。
 - (1) 「自主検査チェック表（定期）」（別表5）に定める日常管理
 - (2) 「消防用設備等自主点検チェック表」（別表6）に定める設備点検
 - (3) 「自主検査チェック表（危険物施設）」（別表7）に定める点検
- 5 消防用設備等又は特殊消防用設備等の法定点検
 - (1) 消防用設備等又は特殊消防用設備等の法定点検は、消防設備点検業者に委託し、「消防用設備等・特殊消防用設備等点検計画表」（別表8）により行う。
 - (2) 防火管理者は、消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検実施時に立会い、又は担当者を立会わせる。

＊ 防火対象物の法定点検報告を要する事業所又はテナント等の場合

『6 防火対象物の法定点検

- (1) 防火対象物の法定点検は、防火対象物点検資格者が（又は、点検業者に委託し）毎年___月
に行う。
- (2) 防火管理者又は担当者は、防火対象物の点検実施時に立会う。』を加える。

報告等

1 点検・検査結果の記録及び報告

- (1) 自主検査、自主点検及び法定点検の実施者は、その結果を防火管理者に報告する。
- (2) 防火管理者は、自主検査、自主点検及び法定点検の結果を記録し、保存するとともに、管理権原者に報告する。

2 不備欠陥等の改善・整備

- (1) 管理権原者は、不備欠陥部分がある場合は、速やかに改善する。
- (2) 防火管理者は、不備欠陥部分の改善について予算措置その他の理由により時間のかかるものについては、管理権原者の指示を受け、改善計画を樹立する。
- (3) 防火管理者は、不備欠陥部分の改善計画及び改善結果を管理権原者に報告する。

火災予防措置

1 火気等の使用制限等

防火管理者は、施設内における喫煙及び火気等の使用の制限を行い、その具体的な場所等を指定する。

2 臨時の火気使用等

次の事項を行おうとする者は、防火管理者へ事前に連絡し承認を得なければならない。

- (1) 指定場所以外での喫煙又は火気の使用
- (2) 各種火気使用設備・器具等の設置又は変更
- (3) 危険物等の使用
- (4) 改装、模様替え等の工事

3 火気等の使用時の遵守事項

火気等を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 電熱器・ガス器具等の火気使用設備・器具等は、指定場所以外で使用しない。
- (2) 火気使用設備・器具等は、事前に点検してから使用する。
- (3) 火気使用設備・器具等は、周囲に可燃物がないことを確認してから使用する。
- (4) 火気使用設備・器具等を使用した後は、必ず点検を行い安全を確認する。
- (5) 指定場所以外の場所では、喫煙しない。

4 施設に対する遵守事項

従業員は、避難施設及び防火施設の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設

ア 避難の支障になる設備機器を設けたり、物品を置いたりしない。

イ 床面は、避難に際し、つまずき、すべり等を生じないように維持する。

ウ 避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるものとし、開放した場合に廊下や階段の幅員を有効に保持できるようにする。

エ 避難口等に設ける戸及びその前面には、その戸を隠ぺいし、又は識別を妨げる恐れのあるカーテン、装飾用物品等を設けない。

(2) 延焼を防止し又は有効な消防活動を確保するための防火施設

ア 防火戸は、常時閉鎖又は火災時に自動閉鎖できるよう閉鎖の支障となる物件を置かない。

イ 防火戸に近接して延焼の媒介となる可燃物を置かない。

者へ連絡する。

2 初期消火

火災を発見した者及び消火班員は、消火器、屋内消火栓設備等を活用し、初期消火を行う。

3 安全防護

防護班員は、防火戸、防火シャッター、防火ダンパー等を閉鎖し、排煙設備を作動させるなど、火災や煙の拡大と拡散を防止する。

4 避難誘導

避難誘導班員は、次により避難誘導に当たる。

- (1) 避難経路図に基づいて、避難誘導する。
- (2) 放送設備、携帯拡声器等を使用して、落ち着いて行動するよう呼びかける。
- (3) 避難方向がわかりにくい曲がり角等には誘導員を配置する。
- (4) 負傷者及び逃げ遅れた者の確認を行い、指揮班に報告する。
- (5) エレベーターによる避難は、禁止する。

5 応急救護

- (1) 応急救護班員は、負傷者の応急手当を行い、救急隊と密接な連絡をとり、速やかに負傷者を病院に搬送できるようにする。
- (2) 応急救護担当は、負傷者の住所、氏名、電話番号、搬送病院、負傷程度など必要な事項を記録する。

6 自衛消防隊の活動範囲

- (1) 自衛消防隊の活動範囲は、当ビル内とする。
- (2) 近接する防火対象物からの火災で延焼の恐れがある場合は、設置されている消防用設備等を有効に活用し、自衛消防隊長の判断に基づき活動する。

* 消防法第8条の2により、統括防火管理を要するビルのテナント等の場合『当ビル内』を『(例)当店内』とする。

ガス漏れ対策

ガス漏れ対策

ガス漏れ事故防止の対策は、(別記3)による。

休日、夜間の防火管理体制

1 休日、夜間の管理

防犯カメラ及び巡回により火災、不法侵入その他の異常を監視する。

2 休日、夜間における自衛消防体制

休日、夜間等勤務人員が少ない時の自衛消防隊の編成は、「休日・夜間の自衛消防隊編成表」(別表11)で通常勤務時間帯に準じて消防活動及び緊急連絡等を実施する。

震災対策

予 防 措 置

1 予防措置

防火管理者は、地震時の被害を軽減するため、次の措置を講じる。

- (1) 看板、窓枠、外壁等の倒壊、転倒、落下等の防止
- (2) ロッカー、書棚等の転倒及び収容物の落下防止

- (3) 火気使用設備・器具等の上部や周囲には、転倒し、又は落下するおそれのある物品や可燃物を置かない。
- (4) 火気使用設備・器具等の自動消火装置や燃料の自動停止装置等の点検
- (5) 引火や発火などの危険性を有する物品を収容する容器は、転倒防止措置を講じた頑丈な戸棚等に収納する。
- (6) 危険物の流出、漏洩等の防止措置
- (7) 非常用の発電、蓄電池設備等の燃料、冷却水、充電状況等の点検

震災時の活動

1 地震時の安全措置

地震が発生した場合は、次の安全措置を行う。

- (1) 地震発生時は、身体の安全を守ることを最優先とする。
- (2) 火気使用設備・器具等の直近にいる従業員は、電源や燃料の遮断等により火の始末を行い、その状況を防災センターへ報告する。
- (3) ボイラー担当者は、ボイラーの使用停止及び燃料パイプ等の閉止操作と確認を行う。
- (4) 従業員は、周囲に火災、けが人、機器や物品の転倒落下その他の異常が発生していないか確認し、火元責任者等に報告する。火元責任者等は、応急措置を行うとともに、その状況を防災センターに報告する。
- (5) 火元責任者等は、二次災害の発生を防止するため、建物、消防用設備等、火気使用設備・器具等、危険物施設及びガス漏れ等について点検や検査を実施し異常が認められた場合は、応急措置を行うとともに防災センターに報告する。

2 震災時の活動

震災時の活動は、「自衛消防活動」によるほか、次により行う。

- (1) 情報収集等
 - ア テレビ、ラジオ等の報道、周辺の状況確認により震災情報を把握する。
 - イ 混乱を防止するため、必要な情報を在館者に知らせる。
- (2) 初期救助、初期救護
 - ア 初期救助、初期救護活動にあたっては、応急救護担当を中心として、他の自衛消防隊員も活用して実施する。
 - イ 負傷者が発生した場合は、応急手当を行うとともに、緊急を要するときは、医療機関等に搬送する。
- (3) 避難誘導等
 - ア 在館者等に震災状況を提供して落ち着かせ、防災関係機関の避難の指示、勧告、命令等又は自衛消防隊長の避難命令があるまで安全な場所で待機させる。
 - イ 広域避難場所に誘導するときは、順路、道路状況、地域の被害状況等について説明する。
 - ウ 避難は、先頭と最後尾に自衛消防隊員を配置し、徒歩により避難する。
- (4) 地域及び近隣建物への応援及び協力

自衛消防活動に余力がある場合は、人員、防災資器材等を活用して近隣火災の消火、人命救助活動等を行い、地域住民と協力して地域の安全確保に努める。

* 南海トラフ地震に係る防災対策を講ずる必要のある区域に該当する場合は、前記の活動内容によるほか、次により行う。

- (1) 管理権原者は、南海トラフ地震に係わる注意報等が発表されたときは防火管理者等に次の措置を行うことを指示する。
 - ア 従業員への指示等
 - イ 従業員や在館者への伝達
 - ウ 火気使用の中止
 - エ 従業員の実施する被害防止措置
 - オ 工事及び高所作業等の中止
 - カ 注意報等の発表に対する情報収集

- (2) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、次により津波からの円滑な避難の確保を行う。
- ア 南海トラフ地震に伴う津波警報が発表された際の避難場所は（ ）とし、隊長が緊急性があると判断した場合、敷地内に耐震性のある建物が存する場合（自社のビルの場合は、避難した人が3階以上の階において集合できる階の平面図【別図1】のとおりとする。）は、当該建物の3階以上の階への避難を優先する。ただし、その地域に予想される津波の高さや建物の耐浪性等を考慮する。
 - イ 避難場所までの避難経路は、付近見取図（避難場所までの経路が判明する地図【別図2】）のとおりとする。
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、自衛消防組織は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、自衛消防組織は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。
- (5) 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合、自衛消防組織は、管理権原者の指示に基づき、防災に関する業務を終了する。
- (6) 南海トラフ地震に係る次の防災訓練を年1回以上実施することとし、必要に応じて自衛消防訓練と併せて実施する。災害が起きたときの役割にあつては、自衛消防組織の任務のとおりとする。
- ア 情報収集・伝達に関する訓練
 - イ 津波からの避難に関する訓練
 - ウ その他前項目を統合した総合防災訓練
- (7) 防火管理者等が従業員等に対して行う教育は次により、別に定める防災教育と併せて実施する。
- ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づき取られる措置の内容
 - イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - ウ 地震及び津波に関する一般的な知識
 - エ 南海トラフ地震が発生した場合並びに南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が出された場合に具体的に取るべき行動及び従業員等が果たすべき役割
 - オ 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
 - カ 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題
- (8) 防火管理者等が顧客等に対して事前に行う広報は次により実施する。
- ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づき取られる措置の内容
 - イ 南海トラフ地震が発生した場合並びに南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が出された場合の出火防止、顧客同士が協力して行う救助活動・避難行動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
 - ウ 正確な情報入手の方法
 - エ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - オ 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
 - カ 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

防災教育及び訓練

防災教育

防災教育の実施時期等

防災教育は、実施者の任務分担を定め、「防災教育の実施予定表」（別表 12）により概ね次の事項について行う。

- (1) 消防計画
- (2) 従業員が守るべき事項
- (3) 火災発生時の対応
- (4) 地震時の対応
- (5) その他火災予防上必要な事項

訓練

訓練の実施時期等

防火管理者は、「自衛消防訓練予定表」（別表 13）により自衛消防訓練を実施する。

* 消防法第 8 条の 2 により、統括防火管理を要するビルのテナント等の場合

統括防火管理

1 防火管理者

防火管理者は、次の業務を行うときは事前に、行ったときは速やかに、統括防火管理者に連絡

又は報告をする。

- (1) 管理について権原を有する範囲を変更したとき
- (2) 用途及び設備を変更したとき
- (3) 消防計画を作成し又は変更したとき
- (4) 防火管理者を選任し、又は解任したとき
- (5) 消防用設備等の法定点検を実施したとき

* 防火対象物の法定点検報告が必要な事業所またはテナント等の場合

『(6) 防火対象物の法定点検を実施したとき』を加え、(6)以下を各々繰り下げる。

- (6) 内装改修又は改築等の工事を行うとき
- (7) 大量の可燃物の搬入・搬出又は危険物若しくは引火性物品の貯蔵・取扱を行うとき
- (8) 臨時に火気を使用するとき
- (9) 火気使用設備・器具等又は電気設備・器具等の新設、移設、改修等を行うとき
- (10) 防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥を発見したとき、又は改修したとき
- (11) 催物を開催するとき
- (12) 防火管理業務の一部を委託するとき
- (13) 消防計画に定める事項について消防機関への報告及び届出を行うとき
- (14) 消防計画に定めた訓練を実施するとき
- (15) 統括防火管理者から指示命令された事項を行ったとき
- (16) その他火災予防上必要な事項

2 自衛消防活動等

火災等の災害が発生したときは、全体の消防計画に基づき、他のテナント等の自衛消防隊と協力して自衛消防活動を行う。

3 訓練

防火管理者は、従業員を建物全体で実施する訓練に参加させる。』を加える。

別表1 (表)

防火管理維持台帳

防火対象物 名称・所在地				
管 理 関 係	所有者	氏名・住所（法人の場合は、名称・住所・代表者職・氏名）		
	管理権原者	氏名・住所（法人の場合は、名称・勤務先所在地・職・氏名）		
	防火管理者	氏名・住所（法人の場合は、名称・勤務先所在地・職・氏名）		
建 物 概 要	構造様式（階数）	建築面積 m ²	延面積 m ²	収容人員 （従業者数）
	合計	敷地面積 m ²	m ²	m ² 人 （人）
電 気 ボ イ ラ ー ・ 危 険 物 概 要	施設別（能力・容量・取扱数量等）		設置（許可・届出）年月日	

別表1 (裏)

消 防 用 設 備 等	設備別 (種別・数量・設置位置等)	設置 (届出) 年月日
各 階 平 面 図	(消防用設備等設置位置及び避難経路を図示したもの) * 防災センター等にこれと同等の図面を本消防計画と一括して備える場合は、省略することができる。	
備 考		

火災予防組織編成表

防火管理者	防火担当責任者		火元責任者	
	階		室	
			室	
			室	
			室	
	階		室	
			室	
			室	
			室	
	階		室	
			室	
			室	
			室	
	階		室	
			室	
			室	
			室	
	階		室	
			室	
			室	
			室	

自主検査表(日常)

実施責任者			担当範囲			
実施日時	/	/	/	/	/	/
検査箇所	チェック 状 況					
○側出入口						
△側出入口						
○○廊下						
○○通路						
○○階段						
△△階段						
○○階段 防火戸						
△△階段 防火戸						
○○シャッター						
○○消火栓						
△△消火栓						
受信機 電源スイッチ						
備 考						
				防火管理者確認		

備考【不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告してください。】

凡例【○－良、×－不良、◎－即時改修】

自主点検・検査組織編成表

種 別	実 施 区 分	点 検 ・ 検 査 員
自主検査	建物（構造等）	
	防火・避難施設	
	火気使用設備・器具等	
	電気設備・器具等	
	危険物施設	
自主点検	消 火 器	
	屋内消火栓設備	
	自動火災報知設備	
	誘 導 灯	

自主検査チェック表（定期）

区 分	検 査 項 目	結 果	
建築物及び工作物	1	防火区画（床又は壁）の埋めもどし施工は、完全か。	
	2	防火戸、防火シャッター及び閉鎖装置は、破損、さびつき等がなく、確実に作動するか。	
	3	防火戸、防火シャッターの作動ライン内に物品を置いていないか。	
	4	防火戸、防火シャッターの直近に可燃物が置かれ、延焼の媒体となるおそれがないか。	
	5	常時閉鎖式防火戸は、開放状態のまま放置されていないか。	
	6	避難口扉の開放方向は、外開きとなる等、避難上適正か。	
	7	階段、通路等の避難施設の床面は、避難に際しつまずき又はすべるおそれがないか。	
防火管理	8	収容人員の定員管理は、適切か。	
	9	消防計画は、実態に即した内容とし、従業員に防火上必要な教育、訓練を実施しているか。	
	10	増改築、模様替え等の工事を行う場合は、適切に防災計画を樹立し、万全を期しているか。	
	11	非常用進入口に通じる通路は、有効に確保しているか。	
	12	建築物内外は、常に整理整頓し、可燃物を放置していないか。	
	13	終業後の防火点検は、確実に実施しているか。	
避難管理	14	避難口扉は、開放したとき、開いた扉によって避難通路を狭めることがないか。	
	15	避難口扉は、避難に際して鍵を用いることなく、屋内から解錠することができるか。また、解錠方法の表示があるか。	
	16	避難口扉は、カーテン等で隠ぺいしたり、鏡その他の装飾品等を設けたりして識別の妨げとなっていないか。	
	17	避難口付近に物品等が置かれ、避難上支障となっていないか。	
	18	防火戸、防火シャッター等のそで扉又はくぐり戸は、避難に際して直ちに開くことができるか。	
	19	避難通路は、避難を容易に行うことができるように、すべての避難口に直通しているか。	
	20	避難通路は、避難上有効な幅員となっているか。	
	21	避難通路、避難階段に避難上支障となる物品を置いていないか。	
	22	階段を一部区画し、避難の障害となっていないか。	
	23	客室内に避難施設等を図示した避難経路図を掲出しているか。	

区 分	検 査 項 目		結 果
防災規制	24	カーテン、幕類、布製ブラインド、じゅうたん等、展示用合板等の防災対象物品は防災性能を有しているか。	
	25	防災対象物品に防災ラベルを貼付しているか。	
火気使用設備・器具等	26	火気使用設備・器具等の構造は適正か。	
	27	火気使用設備・器具等の付近は、整理整頓され、可燃物は火災予防上安全な距離を有しているか。	
	28	煙突、煙道の構造は適切か。また、可燃物とは安全な距離を保有しているか。	
	29	厨房設備のフード、フィルター、ダクト内は、定期的に清掃し、防火ダンパーの維持管理は適切か。	
	30	火気使用設備等は、取扱責任者を定め、使用時の監視及び使用後の点検が行われているか。	
電気設備・器具等	31	電気配線は、適切な配線工事をしているか。	
	32	電線、コード、器具等は、使用場所、用途に適合したものを使用しているか。	
	33	電気設備は、必要な知識及び技能を有する者によって保守点検し、安全に使用しているか。	
火の使用制限	34	裸火の使用、危険物品の持込みは、必要最小限度とし、消防署の許可を受けて行っているか。	
	35	喫煙の管理は、喫煙場所を設けて適切に行っているか。	
	36	喫煙所や禁煙場所を示す標識は、適切に掲出されているか。	
危険物等	37	消防法又は大阪市火災予防条例で定める数量以上の危険物等（指定可燃物等、圧縮アセチレンガス、無水硫酸、液化石油ガス、生石灰、毒物及び劇物を含む。）を、無許可又は無届けで、貯蔵し、又は取り扱っていないか。	
検査実施日	年 月 日	防火管理者確認	
検査実施者			

備考【不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告してください。】

凡例【○－良、×－不良、◎－即時改修】

消防用設備等自主点検チェック表

実施設備	確認箇所	結果
消火器	1 所定の場所に置いてあるか。標識に汚れ、破損がないか。 2 消火器の変形、損傷、腐食等がないか。薬剤の漏れがないか。 3 安全栓のはずれ、封の脱落がないか。 4 ホースに変形、損傷、老化等がなく、詰まりがないか。 5 圧力は、指示範囲にあるか。	
屋内消火栓設備 泡消火設備(移動式)	1 使用上の障害となる物品はないか。 2 消火栓扉は、容易に開閉できるか。 3 ホースやノズルが接続され、変形、損傷等がないか。 4 表示灯は、点灯しているか。	
スプリンクラー設備	1 散水障害がないか。 2 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分がないか。 3 送水口は変形していないか。また、その付近に障害物がないか。 4 スプリンクラーヘッドに漏れ、変形はないか。 5 制御弁は、常時「開」の状態になっているか。	
水噴霧消火設備	1 散水障害がないか。 2 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分がないか。 3 管、管継手等に漏れ、変形がないか。	
泡消火設備	1 泡の散布を妨げるものはないか。 2 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分がないか。 3 泡のヘッドの詰まり、変形はないか。	
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備	1 起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか。(手動起動装置) 2 手動起動装置の直近の見やすい箇所に「不活性ガス消火設備」、「ハロゲン化物消火設備」の表示が設けられているか。 3 スピーカー及びヘッドに変形、損傷等はないか。 4 貯蔵容器の設置場所に標識が設けられているか。	
屋外消火栓設備	1 使用上の障害となる物品はないか。 2 消火栓扉の表面には、「消火栓」又は「ホース格納箱」と表示されているか。 3 ホースやノズルに変形、損傷がないか。	
動力消防ポンプ設備	1 常置場所の周囲に使用の障害となる物品がないか。 2 車台、ボディー等に割れ、変形、ボルトの緩みがないか。 3 管そう、ノズル、ストレーナー等に変形、損傷がないか。	
自動火災報知設備	1 表示灯は点灯しているか。 2 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 3 用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。 4 感知器の破損、変形、脱落はないか。	
ガス漏れ火災 警報設備	1 表示灯は点灯しているか。 2 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 3 用途変更、間仕切り変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないか。 4 ガス漏れ検知器の変形、損傷、腐食がないか。	

実施設備	確認箇所	結果
漏電火災警報器	1 電源表示灯は、点灯しているか。 2 受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、油、煙、ほこり、さび等で固着していないか。	
非常ベル	1 表示灯は、点灯しているか。 2 操作上障害となる物品がないか。 3 押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。	
放送設備	1 電源監視用の電源圧力計の指示は、適正か。また、電源監視用の表示灯は、正常に点灯しているか。 2 試験的に、正常に放送ができるかどうかを確認する。	
避難器具	1 避難に際し、容易に接近できるか。 2 格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在がわかりにくくはないか。 3 開口部付近に書棚、展示台等を置き、開口部をふさいでいないか。 4 降下に際し障害物がなく必要な広さが確保されているか。 5 標識に変形、脱落、汚損がないか。	
誘導灯	1 改装等により、設置位置が不適正になっていないか。 2 誘導灯が、間仕切り、ついで、ロッカー等の障害物により見えにくくはないか。 3 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ、適正な取り付け状態であるか。 4 不点灯、ちらつき等がないか。	
消防用水	1 周囲に、樹木等使用上の障害となる物品はないか。 2 道路から吸管投入口又は採水口までに、消防自動車の進入路が確保されているか。 3 防火水槽等は、有効水量が確保されているか。	
連結散水設備	1 送水口の周囲に消防自動車の接近に障害となる物品はないか。 2 送水口に変形、損傷、著しい腐食等はないか。 3 散水ヘッドの各部に変形、損傷等がないか。 4 散水ヘッドの周囲には、散水を妨げる広告物、棚等の障害物がないか。	
連結送水管	1 送水口の周囲に、消防自動車の接近に障害となる物品はないか。 2 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 3 放水口の周囲に、ホースの接続や延長等の使用上の障害となる物品がないか。 4 放水口を格納する箱は、変形、損傷、腐食等がなく、容易に扉が開閉できるか。	
非常コンセント設備	1 周囲に使用上障害となる物品はないか。 2 保護箱は、変形、損傷、腐食等がなく容易に扉が開閉できるか。 3 表示灯は、点灯しているか。	
無線通信補助設備	1 地上及び地下の無線機接続端子には、無線機接続端子である旨が表示されているか。 2 地上及び地下の無線機接続端子に変形、腐食等がないか。 3 地下の同軸ケーブルは、外形上著しいたるみ、亀裂等がないか。	
検査実施者氏名		防火管理者確認

備考【不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告してください。】

凡例【○－良、×－不良、◎－即時改修】

自主検査チェック表（危険物施設）

区 分	検 査 項 目	結 果
位 置	1 保安距離は、適正に確保されているか。	
	2 保有空地は、適正に確保され、空地内にドラム缶等の物品を置いていないか。	
	3 保安距離又は保有空地の緩和のために設けられた防火塀等に、亀裂や破損等はないか。	
構 造	4 建築物の主要構造部（壁、柱、はり、床、屋根、階段）に、破損等はないか。	
	5 窓又は出入口の防火戸に、変形、損傷はないか。	
	6 排水溝、ためます又は油分離槽に亀裂や破損はないか。また、土砂等の堆積や滞油はないか。	
	7 屋外施設の囲い及び床に、破損等はないか。	
	8 タンクの基礎若しくは架台又は防油堤に、変形、亀裂、損傷等はないか。	
危 険 物 施 設	9 タンク及び危険物取扱設備に、変形、亀裂、腐食等はないか。	
	10 危険物取扱設備の計器、制御装置、安全装置等は、損傷がなく、機能は適正か。	
	11 危険物等を取り扱う配管、バルブ等に変形、破損、腐食等はないか。	
	12 タンクの通気管、安全装置、自動表示装置、水抜管、注入口、計量口等は、変形、損傷がなく、機能は適正か。	
	13 タンク漏洩検知管内に土砂等の堆積はないか。また、ふたは容易に開閉することができるか。	
一 般 設 備	14 配電盤、コンセント、電動機及び配線は損傷がなく、機能は適正か。	
	15 避雷設備、採光設備、照明設備、換気設備、排出設備等は、損傷がなく、機能は適正か。	
	16 電気設備に、絶縁不良や設置不良はないか。	
消 防 用 設 備 等	17 消火設備は、破損、腐食等がなく、機能は適正か。また、設置場所は、適切か。	
	18 警報設備は、破損、腐食等がなく、機能は適正か。	
	19 避難設備は、破損等がなく、機能は適正か。	

区 分	検 査 項 目		結 果
貯蔵・取扱い	20	許可、届出品名以外の危険物の貯蔵、取扱いをしていないか。	
	21	許可、届出数量を超える危険物の貯蔵、取扱いをしていないか。	
	22	火気をみだりに使用していないか。	
	23	整理清掃をし、不要な物品を放置していないか。また、危険物のくず、かす等の廃棄その他の処置は適切か。	
	24	危険物等の性質に応じた遮光及び換気がなされているか。	
	25	危険物等収納容器は、破損、腐食等がなく、材質及び表示は適正か。また、容器の貯蔵、取扱いは、適切か。	
	26	危険物等収納容器の積み重ね高さは、適切か。	
	27	危険物等の漏れ、溢れ又は飛散の防止措置は、適切か。	
	28	タンクの注入口、計量口及び元弁の閉鎖は、適切か。	
	29	タンク防油堤の水抜口の閉鎖は、適切か。	
定期点検	30	保安検査は、適切に行われ、記録は、保存されているか。	
	31	定期点検は、適切に行われ、記録は、保存されているか。	
その他	32	無許可又は無届けで施設の位置、構造又は設備を変更していないか。	
	33	危険物取扱者が立ち会って危険物を取り扱っているか。	
	34	危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物施設保安員は、適切に業務を行っているか。	
	35	予防規程は遵守されているか。また、変更の必要はないか。	
	36	標識及び掲示板は、見やすい箇所に設けられているか。	
	37	標識及び掲示板の記載内容は適切か。また、文字は不鮮明となっていないか。	
検査実施日	年 月 日	防火管理者確認	
検査実施者			

備考【不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告してください。】
凡例【○－良、×－不良、◎－即時改修】

消防用設備等・特殊消防用設備等点検計画表

設備・器具	点 検 実 施 月	
	機器点検	総合点検
消 火 器	月 月	
屋内消火栓設備	月 月	月
自動火災報知設備	月 月	月
誘 導 灯	月 月	
自家発電設備	月 月	月
	月 月	月

自衛消防隊の編成と任務

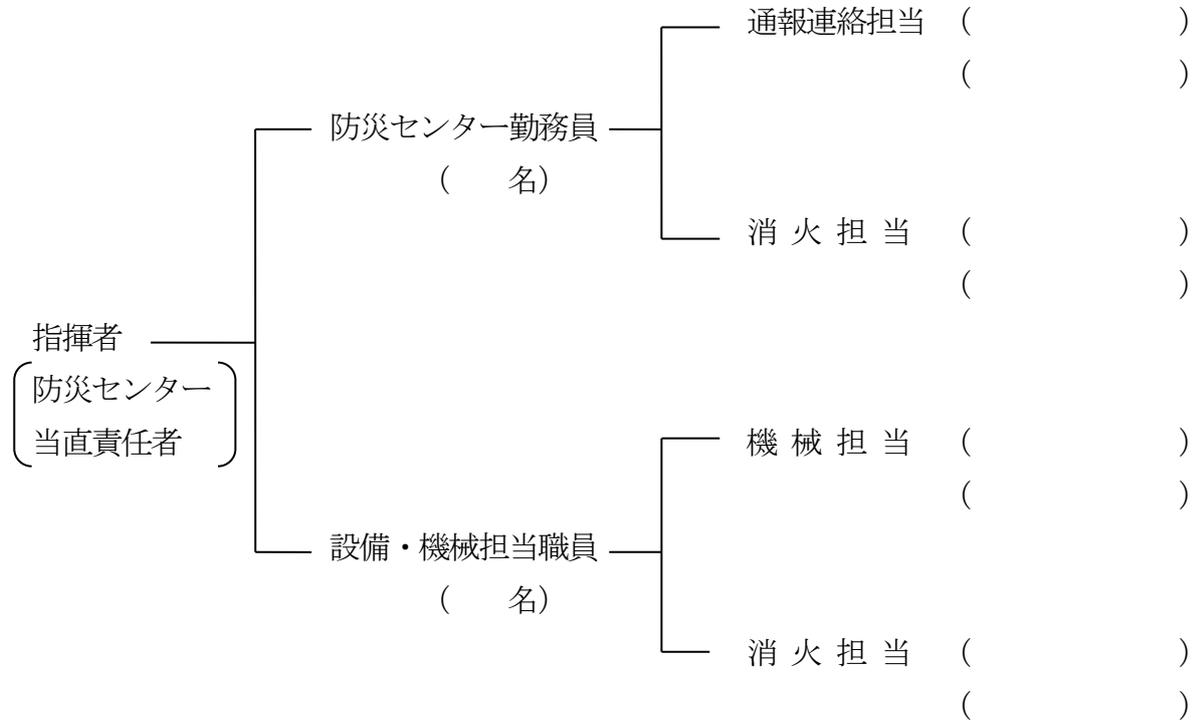
本 部 隊 の 編 成		任 務
自衛消防隊本部長 ()		自衛消防隊の統括（指揮、命令、監督）
自衛消防隊長 ()		本部長の補佐、本部長不在時の任務の代行
自衛消防副隊長 ()		隊長の補佐、隊長不在時の任務の代行
指揮班	班長 () 班員 () () () ()	1 隊長、副隊長の補佐 2 自衛消防隊の本部の設置 3 地区隊への命令伝達及び情報収集 4 消防隊への情報提供、災害現場への誘導及び連携 5 その他必要な事項
情報収集班 通報連絡班	班長 () 班員 () () () ()	1 119番通報及び通報確認 2 館内への非常放送及び指示命令の伝達 3 緊急連絡表等による関係者への連絡 4 館内放送等でパニックの発生を防止 5 携帯ラジオ等で防災機関からの情報収集 6 周辺で火災が起きていないかを調査し隊長に報告 7 その他必要な事項
消火班	班長 () 班員 () () () ()	1 地区隊の初期消火活動の指揮及び支援 2 消火器、屋内消火栓設備等による消火活動 3 何時出火しても対応ができるように消火準備 4 その他必要な事項
防護班	班長 () 班員 () () () ()	1 防火シャッター、防火戸等の閉鎖による延焼や煙の拡散の防止 2 屋内消火栓設備、放送設備、発電設備等の運転の確保 3 エレベーター、エスカレーター等の緊急措置 4 ドアの開放 5 火気の使用を停止 6 その他必要な事項
避難誘導班	班長 () 班員 () () ()	1 出火階及び上層階の避難開始の指示や命令の伝達 2 要救助者、逃げ遅れた者等の確認及び報告 3 非常口の開放及び障害物の除去 4 警戒区域の設定 5 ドアの開放 6 避難行動要支援者の避難支援 7 その他必要な事項
応急救護班	班長 () 班員 () () ()	1 応急救護所の設置 2 負傷者の応急措置 3 救急隊との連携及び情報の提供 4 その他必要な事項

地区隊

地区隊の編成		任 務
() 地区隊長 ()		1 () 地区における初動措置の指揮をとる。 2 自衛消防本部、自衛消防隊長への報告及び連絡を行う。
() 地区副隊長 ()		地区隊長を補佐し地区隊長不在時は、その任務を代行する。
情報 通報 連絡 収集 担当	() () () () (火災の発見者) (火点の近くにいる者)	1 大声で火災の発生を周囲の者に知らせる。 2 () へ火災発生を速報する。 3 消防機関へ119番通報をする。 4 地区隊長の指示を伝達する。 5 館内放送等によりパニックの発生を防止する。 6 携帯ラジオ等で防災機関からの情報を収集する。 7 その他必要な事項
初期 消火 担当	() () () () () () (火災の発見者) (火点の近くにいる者)	1 水、消火器、屋内消火栓設備等を用いて初期消火をする。 2 火点近くの可燃物を除去する。 3 防火戸、防火シャッター等を閉じて火災や煙の拡大等を防ぐ。 4 消火準備をしておく。 5 その他必要な事項
避難 誘導 担当	() () () () ()	1 非常口を開放し、避難の障害となる物を除去する。 2 避難経路の状況を調査し安全な方向へ誘導する。 3 負傷者や逃げ遅れた者がいないかを確認する。 4 ドアを開放する。 5 携帯拡声器等を使い落ち着いて行動するよう誘導する。 6 避難行動要支援者の避難支援をする。 7 その他必要な事項

休日・夜間の自衛消防隊編成表

1 防災センターがある防火対象物の例



* 休日出勤者や夜間残業者も、次の自衛消防活動を行うものとする。

- 1 防災センターへの通報連絡
- 2 初期消火

2 警備員、宿日直者等、わずかな人員で休日、夜間の管理を行う防火対象物については、119番通報、初期消火、防火管理者等の関係者への連絡等について、役割や手順を表示してください。

3 ホテル、病院、社会福祉施設等の就寝する人を有する防火対象物については、別表9に準じて自衛消防隊を編成してください。

4 休日、夜間は、無人で、警備保障会社等に火災の発見や通報を委託している防火対象物については、火災の確認、119番通報、防火管理者への連絡など、受託者が履行すべき事項及び防火管理者等の関係者の火災現場への駆けつけ、消防隊への情報提供等について表示してください。

防災教育の実施予定表

対象者	実施時期	実施回数	実 施 者		
			管理権原者 防火管理者	防火担当 責任者	火元責任者
管 理 職	月 月	年 2 回	○		
社 員	月 月	年 2 回	○		
	朝礼時	必要の都度		○	○
新人社員	採用時	採用時 1 回	○		
派遣社員 アルバイト パート	採用時	採用時 1 回	○		
	朝礼時 就業時	必要の都度		○	○
防災センター勤務員 (注)大規模事業所について必要	1 防火管理者等が、必要に応じて、当ビルの警備上留意すべき事項について教育する。 2 受託会社の教育担当者の教育を受けさせる。				
備 考	○印は、対象者に対する実施者を示す。				

自衛消防訓練予定表

訓練種別		訓練内容	実施月
部分訓練	指揮・情報訓練	情報収集、指揮命令の伝達と消防隊への情報提供など指揮活動についての訓練	月 月
	通報・連絡訓練	災害発生時の「119番」への通報、館内への非常放送、関係者への連絡など通報連絡についての訓練	月 月
	消火訓練	消火器設置場所の確認と操作、屋内消火栓設備の機能、操作要領など初期消火についての訓練	月 月
	避難誘導訓練	避難誘導の方法、避難完了確認など避難誘導についての訓練	月 月
	安全防護訓練	危険物件の応急措置、防火戸や防火シャッターの閉鎖、転倒落下物の除去など安全防護についての訓練	月 月
総合訓練		部分訓練を組み合わせて総合的に行う訓練	月
合同訓練		総合訓練などの時、消防署に指導を依頼して、消防署と合同で行う訓練	月
<ul style="list-style-type: none"> ・震災訓練 ・ガス漏れ対応訓練 *防災訓練 		地震やガス漏れ事故を想定して実施する訓練 又は防災機関が行う訓練への参加 南海トラフ地震に係る防災訓練	月 月

* 南海トラフ地震に係る防災対策を講ずる必要のある区域

防火管理業務委託状況表

(年 月 日現在)

委託方式		<input type="checkbox"/> 常駐 <input type="checkbox"/> 巡回 <input type="checkbox"/> 遠隔移報 <input type="checkbox"/> 常駐遠隔 <input type="checkbox"/> 巡回遠隔			
防火対象物	名称 所在地	TEL () -			
	管理権原者氏名	防火管理者氏名			
受託者関係事項	受託者の氏名 住所	氏名 (名称) 住所 (所在地)			
	* 法人等の場合 名称及び事務所の所在地	担当事務所 TEL () -			
	受託者の行う防火 管理業務の範囲	<input type="checkbox"/> 火気使用箇所の点検等、監視業務 <input type="checkbox"/> 火災異常の遠隔監視及び現場確認業務 <input type="checkbox"/> 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 <input type="checkbox"/> 火災が発生(発見)した場合の初動措置 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 周囲の可燃物の管理 <input type="checkbox"/> その他 ()			
	受託者の行う防火 管理業務の方法	受託区域			
	常駐場所	TEL () -			
	従事区分	<input type="checkbox"/> 終日	<input type="checkbox"/> 就業中	<input type="checkbox"/> 就業外	
	常駐人員				
	従事時間帯	*****			
	巡回	回(名)	回(名)	回(名)	
	要員待機場所		到着所要時間	覚知後 分	
教育担当者 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	氏名		職務上の地位		
	資格要件	講習機関			
	修了年月日	年 月 日	修了証番号	第 号	

火災通報要領

1 1 9 番通報例	
指令係員	「はい、1 1 9 番です。 火事ですか。 救急ですか。」
通報者	「()」
指令係員	「場所は、どこですか。」
通報者	「() 区 () 町 () 丁目 () 番 () 号の () です。」
指令係員	「何か目標になるものは、ありますか。」
通報者	「() の () 側です。」
指令係員	「何階建ての、何階が燃えていますか。」
通報者	「() 階建ての () の () 階が、燃えています。」
指令係員	「何が、燃えていますか。」
通報者	「() が燃えています。」
指令係員	「けが人、逃げ遅れた人は、いますか。」
通報者	「逃げ遅れた人が () 人いるようです (わかりません)。」
指令係員	「あなたのお名前と、いまおかけの電話番号は。」
通報者	「() といいます。 電話番号は () - () です。」
指令係員	「わかりました すぐに行きます。」

非常放送要領

1 火災放送

館内の皆様にお知らせします。
（ ）階の（ ）で火災が発生しました。
係員の指示に従い、（ ）側の階段を使って避難してください。

2 自動火災報知設備の発報時の放送

館内の皆様にお知らせします。
只今、（ ）階で火災感知器が作動しましたが、確認中ですので係員の指示があるまでお待ちください。（2回繰り返す）

3 地震発生時の放送

館内の皆様にお知らせします。
只今、地震が発生しました。ラジオ、テレビのスイッチを入れ、以後の地震情報に注意してください。
火気を使用している場所では、火を消して安全を確認してください。
また、屋外に飛び出すと、落下物による危険性があります。次の指示があるまで、机の下や柱の付近の安全な場所に身を寄せて待機してください。

4 避難開始

館内の皆様にお知らせします。
地震が落ち着きました。只今から（ ）区（ ）町（ ）丁目の（ ）に避難しますので、1階（ ）に集まってください。
集まる際は、転倒物、落下物に注意しながら、係員の指示に従って行動してください。
なお、階段は（ ）側及び（ ）側を利用してください。

5 負傷者確認のための放送

館内の皆様にお知らせします。
只今の地震により、ケガをした方や具合が悪くなった方がおられましたら、近くの係員にお知らせください。
係員は、負傷者を1階（ ）まで搬送してください。

ガス漏れ事故防止対策

第1 日常における対策

ガス会社が行う定期点検等の立会い

防火管理者は、ガス会社等が行う定期点検等に立会い、状況の確認に努める。

第2 ガス漏れ時の応急措置

1 ガス漏れ覚知時の措置

ガス漏れの通報又はガス漏れ火災警報設備等の作動により、ガス漏れを覚知した場合は、次に定める必要な措置をとる。

- (1) 防災センターにガス臭気の通報があった場合、場所、ガス臭気の程度、実施した措置等について聴取し、自衛消防隊に周知するとともに、その状況を館内放送する。
- (2) 防災センター勤務員は、直ちにガス漏れ区域に直行し、その状況を防災センターに報告する。
- (3) 防災センターの勤務員は、ガス漏れを確認後、直ちに大阪ガス（ ）営業所（電話番号 - ）及び119番へ通報するとともに、次の内容を館内放送等で周知する。
 - ア ガス器具のほか、電熱器を含むすべての火気の使用禁止
 - イ 喫煙の禁止
 - ウ 電源スイッチ操作の禁止
 - エ 火花を生ずるおそれのある作業又は行為の禁止

2 避難誘導

避難誘導班は、館内放送等でガス漏れ事故の覚知と同時に火災時と同様の避難誘導體制をとり、自衛消防隊長若しくは防災センターの避難開始指示を待つ。なお、ガス漏れ区域にあつては直ちに避難誘導する。

3 漏えいガスの排除

窓の開放等自然換気による拡散排除に努める。

4 立入禁止区域の設定

立入禁止区域を設定する時機、範囲及び設定要領については、次による。

- (1) 設定時機は、ガス漏れ箇所、範囲、区画状況等を考慮して、できる限り早い時機に設定する。
- (2) 設定区域は、爆発による影響があると思われる部分を推測し、禁止区域を設定する。
- (3) 立入禁止区域は、ロープ及び標識等により明示する。

5 消防隊及びガス会社への情報提供

消防隊及びガス会社到着時に次の情報を提供する。

- (1) 漏えい箇所
- (2) 爆発の有無、被害の状況
- (3) 緊急遮断等ガス供給停止の有無及び停止箇所
- (4) 火気使用設備・器具等の使用停止及び電源遮断の状況
- (5) 避難誘導の状況

- (6) 死傷者や逃げ遅れた者の有無と人数
- (7) 自衛消防隊の活動状況
- (8) その他必要な事項

6 緊急遮断弁を閉止した場合における復旧の際の留意事項

緊急遮断弁を閉止した場合、ガスを使用している施設にあっては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 器具栓、元栓及びメーターコックをすべて閉止し、ガス会社の許可無く使用しない。
- (2) 自衛消防隊長からの指示があるまで、火気の使用を禁止する。

第3 教育及び訓練

1 教育

防災教育の時期に合わせて、次の内容を指導する。

- (1) ガス爆発の影響範囲に関すること
- (2) ガス漏えい時の措置
- (3) ガス漏れ火災警報設備等の機能
- (4) 緊急遮断弁の位置及び閉止の基準等
- (5) その他必要な事項

2 訓練

自衛消防訓練の時期に合わせて、次の内容を訓練する。

- (1) 通報伝達
- (2) 爆発防止措置
- (3) 在館者等の避難誘導
- (4) ガス漏れ箇所の確認
- (5) 緊急遮断弁の閉止操作
- (6) 立入禁止区域設定
- (7) 救助、救急
- (8) 救護所の設営及び負傷者の状況等の情報収集
- (9) その他

【別図1】平面図



【別図2】付近見取図〔避難経路図〕



※ **【別図1】**または**【別図2】**を必要に応じて作成する